

【 検 査 時 必 要 書 類 】

◆ 特定行政庁に対して、着工前までの提出書類 ◆

提出書類	
施工計画報告書（東京都内）	東京都内の3階かつ500㎡以上の建物の場合は事前に行政へ提出しが必要です。 中間・完了検査時にその写しを提出して下さい。

◆ 中間検査 ◆ 必要部数 1部

特定行政庁が指定する中間検査は、（・先行工区のみ、・段階ごとにすべて）が検査対象となります。

* 指定された工程がある建築物でその工程が対象となります。（棟別で該当しなければ対象外）

提出書類	検査予定日より1週間前までにご提出ください。
中間検査申請書	申請書一面 申請者、設計者の押印 申請書四面 中間検査までの工事内容を記入下さい。 申請書一面、三面 申請日、特定工程工事終了年月日 の欄は空欄にして下さい。 変更があった場合は、申請書三面-11欄に記載してください。 （計画変更は変更箇所の工事着手前に申請が必要です。軽微変更については、未提出の場合は当該申請書と一緒に提出してください。）
施工業者一覧表	中間検査までの業者の一覧
委任状（確認時に委任されていれば不要）	建築主の押印をお願いします。
建築地別 必要書類 *弊社HPよりダウンロードください。	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市内 ・長野県内 ・三重県（三重県・四日市市・鈴鹿市・津市） ・東京都 ・滋賀県（草津市） ・大阪府内

提示書類	検査当日に、ご提示ください。
確認通知書（確認の副本）	当該工事に係る設計図書は当該工事現場に備えておく必要があります。 （建築基準法86条2項）
工事監理の記録・工事の記録写真	基礎配筋、アンカーボルトの配置、柱・はり・筋違いの配置、金物の配置等の確認の記録等及び各工程毎の記録写真
地盤改良又は杭の施工結果報告	地盤改良工事又は、杭工事 適用の場合 *4号特例は不要
使用材料・資格等の確認記録	使用木材金物の確認記録、鉄筋のミルシート、コンクリートの試験結果報告書、圧接部の引張試験の報告書等

◆ 完了検査 ◆ 必要部数 1部

提出書類	検査予定日より1週間前までにご提出ください。
完了検査申請書	申請書一面 申請者、設計者の押印 申請書四面 すべての内容を記入下さい 申請書一面、三面 申請日、工事完了予定年月日 の欄は空欄にして下さい 軽微変更があった場合は、申請書三面-10欄に記載及び軽微変更の申請提出下さい
施工業者一覧表	中間検査以降の業者の一覧（中間時に全て記載されていれば不要）
委任状（確認中間時に委任されていれば不要）	建築主の押印をお願いします。
建築地別 必要書類 *弊社HPよりダウンロードください。	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市内 ・三重県（・四日市市） ・広島県（広島市・福山市・呉市） ・東京都 ・大阪府内

提示書類	検査当日に、ご提示ください。
確認通知書（確認の副本）	当該工事に係る設計図書は当該工事現場に備えておく必要があります。 （建築基準法86条2項）
工事監理の記録・工事の記録写真	基礎配筋、アンカーボルトの配置、柱・はり・筋違いの配置、金物の配置等の確認の記録等及び各工程毎の記録写真
地盤改良又は杭の施工結果報告	地盤改良工事又は、杭工事 適用の場合
建築工事の施工状況資料 （該当する場合）	防火耐火関係 防火耐火構造、耐火被覆、界壁等の施工写真
	避難関係 内装制限、非常用照明の照度、排煙の内装等の資料
	設備関係 区画貫通部の処理、風道等に設けるタンパー等の写真
	シックハウス関係 使用材料の規格が分かる資料
使用材料・施工状況の記録写真	使用木材金物の確認記録、鉄筋のミルシート、コンクリートの試験結果報告書、圧接部の引張試験の報告書等